

第33回木津川市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和7年1月24日（金） 午後2時～
- 2 場 所 木津川市役所 住民活動スペース
- 3 出席者 （委員）宗田会長、大庭委員、井上委員、河崎委員、牧井委員、倉委員、福井委員、山本しのぶ委員、森本委員、兎本委員、西口委員（代理：加藤警務課長）、岩井委員、吉田委員、小川委員、西原委員
（木津川市）稲垣副市長、久保田部長、吉田理事、島川次長、大黒参事、兼嶋主任、井上主事、杉田次長、田中補佐
- 4 議 事
 - ① 報 告
木津東地区の土地区画整理事業区域（予定）について
 - ② 協 議
相楽都市計画 道路の変更（原案）について
- 5 その他
- 6 閉 会

○井上主事 定刻となりましたので、ただいまから第33回木津川市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただく予定であった若狭に代わりまして、都市計画課の井上が司会を務めます。何卒よろしくお願いいたします。

現在、15名の委員の御出席をいただいております。委員の2分の1という定足数を満たしておりますので、当審議会条例第5条第2項の規定により、本日の審議会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、お手元に第33回木津川市都市計画審議会の資料をお配りしております

ので、資料の御確認をお願いいたします。

上から、次第でございます。続いて配席図でございます。続いて委員名簿でございます。続いて木津川市都市計画審議会条例でございます。続いて木津川市都市計画審議会条例施行規則でございます。続いて資料「第33回木津川市都市計画審議会説明資料」でございます。以上でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の日程でございますが、恐れ入りますが、お配りしております次第をご覧ください。

初めに、稲垣副市長からの御挨拶、そして、本日の議事ですが、当初お諮りすることとしておりました「相楽都市計画 下水道の変更について（洛南処理区）」につきましては、諸般の事情によりまして議案を取り下げさせていただくこととなりました。

直前の対応となりましたこと、この場をお借りいたしましてお詫び申し上げます。

本日、担当課である上下水道部工務課の職員も幹事として出席しておりますので、後ほど議案取り下げの経緯について御説明させていただきます。

つきましては、（１）報告といたしまして、「木津東地区の土地区画整理事業区域（予定）について」、また、（２）協議といたしまして、「相楽都市計画道路の変更（原案）について」を本日の議題とさせていただきたく存じます。

その後、その他・閉会といった流れで進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に際しまして、稲垣副市長から御挨拶申し上げます。

○稲垣副市長　皆さん、こんにちは。副市長の稲垣でございます。本来ですと市長が参りまして挨拶すべきところではございますけれども、ほかの公務で出席ができませんでしたので、私のほうで一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

本日は、第33回の木津川市都市計画審議会をお願いいたしましたところ、委員の皆様方には、何かと御多用のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より木津川市のまちづくりに対しまして、格別の御支援・御協力を賜っ

ておりまして、この場をお借りいたしまして改めて厚く御礼申し上げます。

さて、本日は先ほど司会からもございましたように、下水道関係につきましては、議案取り下げという申出があったところでございまして、報告案件1件、協議事項案件1件でございます。この後、詳細については担当のほうから御説明させていただきます。

また、私のほうも他の公務によりまして、この挨拶の後は失礼させていただきますけれども、皆様方におかれましては、何卒よろしく御審議賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○井上主事 ありがとうございました。

それでは、稲垣副市長は、この後、公務のため退席させていただきますので、御了承願います。

○稲垣副市長 どうぞよろしくお願いします。失礼します。

(副市長退席)

○井上主事 それでは、以降の審議会の進行につきましては、当審議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、宗田会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、宗田会長、よろしくお願いいたします。

○宗田会長 では、委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、傍聴の方が5名おられますので、早速、まず傍聴の方に入ってくださいように、皆さんにお話ししますが、この審議会条例施行規則第3条で会議は公開としておりますので、傍聴の方が入室可能となっております。御了承をいただきますが、よろしいですね。

では、御了承いただけたということで、御入場いただきます。

お待たせしました。

(傍聴者 入室)

○宗田会長　それでは、御入場いただきましたので、傍聴者の皆様に申し上げます。

当審議会の会議を傍聴する際には、木津川市都市計画審議会条例施行規則第3条第8項の規定を遵守していただく必要がございます。詳細、お手元に配付しております傍聴要領に記載してございますので、そちらを御一読いただきますようお願いいたします。ごくごく当たり前のことでございます。また、途中で体調不良を感じられた場合には無理をせず御退室いただきますようお願いいたします。というのは、コロナとインフルエンザということでございます。また、本日の審議会では、録画・録音等はできませんので、予め御了承ください。なお、写真撮影につきましては、議事が始まるまでにということにしておりますが、特にマスコミの方はおられないんですかね。大丈夫そうですね。

それでは、御説明も終わりましたので、次第の3、議事を今から始めてまいりたいと思います。

本日は、協議事項がございますので、都市計画審議会としての採決の方法、いわゆる議決の方法につきまして、御確認させていただくことになります。

それでは、都市計画課から御説明いたします。

○兼嶋主任　失礼いたします。都市計画課の兼嶋でございます。失礼ながら、座って御説明させていただきます。

それでは、採決の方法について、御説明申し上げます。

木津川市都市計画審議会条例施行規則第5条において、「規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って決定する」と規定されております。

そこで、都市計画課からの御提案ですが、採決につきましては、議事をスムーズに進めるために、採決の方法を明確化することとし、議事につきまして、都市計画課のほうから御説明させていただいた後、質疑応答を終えましたら、議長が口頭で異議の有無を確認し、異議がない場合、原案のとおりとして決定する簡易採決方式を御提案

いたします。

また、議事に対しまして、委員の皆様方の御意見が分かれた場合の採決方法といたしましては、挙手により決するという方法で採決を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宗田会長 ありがとうございます。木津川市が発足してからこの都市計画審議会
は設立をしまして、私の前は、同志社大学の名誉教授の郡島先生が会長を務めて
おられましたが、途中で審議会の議事を、議論を打ち切って採決に持ち込んだことは
ありません。ですから、できるだけ皆さん方に最後まで議論を尽くしていただく方針
でこれからも臨んでいくつもりでおりますので、今回の御説明が今までのやり方を変
えるということでは全くありません。そのとおりやっていきます。また、2度ほど挙
手で採決をしたことが私の経験上ありますが、基本的にはできるだけ丁寧に審議を尽
くしていくということで、今後もさせていただきたいと思います。よろしくお願いし
ます。

それでは、この採決方法でよろしいかということをまず御確認しないといけないん
ですが、よろしいですね。

決して強行をしないつもりでいます。よろしくお願いします。

それでは、特に御意見がございませんでしたら、採決方法については、都市計画課
の提案どおりとし、もしどうしてもものときは、議論が尽きないときは、採決というこ
ともあるかもしれないということでよろしくお願いします。

それでは、次に、議事録署名人を御指名させていただきます。

これも審議会条例施行規則第4条第1項の規定で、議事録は会長と、私と会長が委
員の中からお一人を御指名させていただくことになっておりますので、慣例どおり名
簿順ということで、今回は相楽中部消防組合消防本部消防長の岩井委員にお願いする
ことになっていきます。よろしくお願いします。

それでは、ここから議事ですが、本日、付議される予定であった「相楽都市計画 下水道の変更について（洛南処理区）」の議案取り下げの経緯について、上下水道部 工務課から御説明をお願いすることになっています。お願いします。

○杉田次長　審議会委員の皆様、本日は御苦勞様でございます。私は、上下水道部 次長の杉田と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどこちらからも説明がありましたように、本日、付議を予定しておりました議案第72号「相楽都市計画 下水道の変更について（洛南処理区）」の取り下げについて、御説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、今回の議案の取り下げが審議会直前になり、審議会委員の皆様には大変御迷惑をおかけしたことににつきまして、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

それでは、取り下げの経緯についてですけれども、今回付議を予定しておりました議案につきましては、旧山城町域で合併以前から事業を実施しておりました京都府木津川流域関連木津川市公共下水道（洛南処理区）におきまして、下水道の事業計画区域の拡大をするに当たりまして、必要な都市計画の変更を行うために出したものでございますけれども、当該拡大区域における今後の下水道事業の実施計画などとの整合を図る必要がございましたので、今回再精査を行うに当たりまして、本議案の取り下げを行ったものでございます。

今後は早期に精査を行った上で、次回以降の審議会に改めて議案の上程をさせていただきたいと考えております。今後はこのようなことのないように十分注意して行っていきたいと思っております。本日はありがとうございます。

○宗田会長　という御説明ですが、事業計画そのものの見直しをされるということですね。

○杉田次長　事業計画そのものというよりも、区域を拡大するという予定で、今回させていただく、いわゆる事業をするに当たりまして都市計画を。

○宗田会長　そうそう、都市計画審議会としてやることは分かっているんですが、

その取り下げの理由がいまいちよく分からないんですが。

○杉田次長　今後、事業をするために区域を拡大するということで、そのために都市計画のほうも拡張すると。

○宗田会長　拡張すると我々も伺ってたんですが、区域を拡大しないことになったんですか。

○杉田次長　将来的には区域のほうを拡大していくんですけども、下水道の整備自体が今回区域拡大に入れていた部分の一部につきまして、早急に下水道が整備できる区域ではないというふうに判断しましたので、今、都市計画変更をしてまでその区域を拡大するということの必要性を。

○宗田会長　つまりだから事業が、拡大するつもりだった事業が拡大しなくなったわけですね。

○杉田次長　そうです。今、現在では、今、現状ではまだそこに着手することが、当面見られないので。

○宗田会長　将来はやるという方針はあるけども、今見直すとまでは言えないということなんですね。

○杉田次長　はい、そうです。そういうことです。

○宗田会長　とりあえず、当面はしないんで、都市計画決定、都市計画変更をするまでではなかったということですね。

○杉田次長　そうです。ですので、今回上げさせていただいた部分で必要な部分もあるんですけども、必要でない部分も入っていましたので、必要でないと言ったらおかしいんですけど、今回、広げる必要がまだない部分も入っていましたので、一旦、議案のほうは取り下げさせていただいて、そこを精査した中で、次回以降の審議会にまた改めて出させていただきたいなというふうに思っています。

○宗田会長　それは、どうなんですかね。というのは、委員の皆さん、議会の皆さんもいらっしゃるんだけど、責めるべきことなのか、誰が責任を取るべきことなのか

という議論が当然出てくるんですけど。

○倉委員　すみません、倉と申します。私は産業建設常任委員会で委員長をやっていますもので、今の話、この審議会というのは、やはり木津川市の中でまちづくりの最高の機関なんですね。そういった意味では、今の話だけ聞いていると、入れたはずやのに取りかかれないから簡単に引き下げようとする、そういう問題では、私はないように思うんです。もっと言えば、もうちょっと事前に議論をしていただいて、やはりまちづくりの根幹に関わるものですから。重要な案件です。簡単に上程したり、下げたりするべきものではないという、これは苦言しておきます。

そして、山城町時代から私、議員をやっておりますので、24号線の沿線沿いというのは、山城町時代にそのときの行政のトップの方が熱い思いで、これからのまちの発展に向けてということも含めて、市街化編入を行ったわけです。それまでは、いわゆる沿線サービスのみの許可ということでやってたんですけれども、そういった意味では下水道というのは生活の根幹のもので、計画的に、そしてまちづくりのそこが必要かどうかを判断した中で、下水道課、また上水道も含めて、そして建設部長もおられますので、全体の都市計画というのをきちっと整合性を合わせた中で今後進めていただければ。これは、きちっと申しておきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○宗田会長　ありがとうございます。もう議会で御審議いただいていることなんで、それ以上のことは申し上げませんが、一応、都市計画審議会なんで申し上げておくと、大庭先生とか御意見もあるかもしれませんが、下水道というのは、言うまでもなく都市計画の歴史においては一番根幹に関わるところで、イギリスで産業革命が起こったときに大勢の労働者が移り住んできて、コレラでしたけど、蔓延するということになりました。そのときに、今日は来ておられませんが、当時、衛生工学で医療が発展して、公衆衛生が発展しまして、その生活環境を守るために下水道を整備しなきゃいかん、その井戸に依ってはいかんということから始まって、スノウという有名なお医

者さんが出て、ブロードストリートの奥の一面のことなんですが、我々が大学の授業で必ず教えるところですが、そのときに初めて用地収用が行われたんですね。土地収用っていう、いわゆる行政権限を発動して、そのことまでして公衆衛生を守らなきゃいかんということで、コロナって、5年間が終わったばかりなんですよ。コロナと下水道が直接関係あるわけではないですが、やはりもう長い150年以上の近代都市計画の歴史において、下水道って結構重要で、その京大土木だって衛生工学の講座を、ちょっと今、防災のほうにどうしても力が行くんですが、ということが1つあって、都計審では結構重要な下水道っていう位置づけにありまして、ということと、それから今、山城町のお話がありましたけど、地元の住民にとって、水洗トイレ、今、簡易式がもちろんありますので水洗トイレが使えないというわけではないけれども、下水道があるなしで、その受託建設費、設備費が大分変わってきたりすることもありますので、生活面でもいろいろ影響があります。

だからそういった意味で、やはり計画全体の進め方はもちろん議会でお決めいただくこと、市と議会で決めていただくことなんですが、それが順調に行くかどうかということを我々も見守る必要があります。特に下水道となると、都市計画としては黙っているわけにはいかない部分がいろいろあるものですから、そこを御了解いただければと。よろしくお願いします。

大庭先生、何か。

○大庭委員 いいです。

○宗田会長 すみません、いいですね。議員の先生方、いいですね。

ありがとうございます。

それでは、引き続き、次第に基づいて議事を進めます。

(1) 報告、(2) 協議について、いずれも今度は、木津東地区のまちづくりに関する事項ですので、都市計画課から一括で御説明をお願いします。

○兼嶋主任 失礼いたします。

それでは、お手元にお配りしております第33回木津川市都市計画審議会資料という資料を基に御説明させていただきたいと思います。

まず、木津東地区の土地区画整理事業の予定区域について、この場をお借りしまして御報告させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

当該事業の予定区域についてですが、赤枠で囲われた梅谷地内に存するところが予定区域でございます。

事業概要としましては、権利者が約200名、区域面積が約49.9ヘクタールでございまして、事業手法は地権者で組成される組合により事業を実施する組合施行で、区画整理事業に長けた民間事業者に業務を代行する業務代行方式での施行を予定されております。

地区の将来像としましては、学研都市にふさわしい研究開発型産業施設の集積を目指し、現在は暫定用途である第一種低層住居専用地域に指定されておりますけれども、今後、主に工業系の用途地域への変更を予定しております。

続いて、4ページをご覧ください。

赤枠で囲われたところが詳細の予定区域となります。

併せて5ページのほうもご覧いただきたいと思います。

当初、学研木津東地区として市街化区域に指定された全域を区画整理の候補地として検討を進めておりましたが、当該市街化区域のうち、木津東土地区画整理事業の区域から除外予定の区域がございます。

まず、5ページの青色で着色している箇所については、住宅開発がなされる等、一定の土地利用が展開されていることから、区域除外予定でございます。また、緑色で着色している箇所については、天神神社用地となっており、保全する必要があることから、区域除外予定でございます。最後に、黄色で着色している箇所については、府道の沿道につきまして、区画整理によらずに土地活用が可能なため、区域除外を予定

しております。なお、いずれも土地の権利者の了承は得られております。

以上が、区画整理の区域についての御説明となります。

続きまして、協議事項といたしまして、木津東地区内を通る相楽都市計画道路の変更（原案）について御説明させていただきます。

7 ページのほうをご覧くださいと思います。

今回、変更を予定しております路線が、木津川市決定の木津東西線及び京都府決定の奈良加茂線でございます。

続いて、8 ページをご覧ください。

まず初めに、そもそも都市計画道路とは何なのかについて簡単に御説明させていただきます。

都市計画道路とは、都市の将来像を実現し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市の骨格を形成する主要な都市施設として都市計画に定める道路であり、道路の種類に応じて京都府または市が決定いたします。

都市計画道路の機能としては、都市における円滑な移動を確保するための交通機能や都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設等の収容空間を確保するための空間機能、また、都市構造を形成し、街区を構成するための市街地形成機能といったことが挙げられます。

都市計画道路の種別として、自動車専用道路から特殊街路までございますけれども、今回道路の線形を変更する木津東西線及び奈良加茂線は、いずれも幹線街路に該当し、都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路として位置づけられております。

続いて、9 ページをご覧ください。

それでは、今回の線形変更の具体的な内容について御説明させていただきます。

今般、来年度での事業化を目指して学研木津東地区に係る組合施行の土地区画整理事業の調整が進められており、当該事業に併せて木津川市決定の木津東西線を整備す

る予定でございます。

当該区画整理事業は、研究開発型産業施設等の立地を目指して施行予定でございます。して、木津東西線については、よりよい街区の形成を図るとともに、より円滑に事業を進めるため、既存物件を勘案して、ご覧のルートに変更するものでございます。

また、これによりまして、京都府決定の奈良加茂線についても木津東西線との交差位置が変更となることから、ご覧のとおり若干の変更が生じるため、両路線について市と府で同時変更告示を予定するものでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページをご覧ください。

交差点付近の新旧対照拡大図となります。

奈良加茂線については、木津東西線との交差位置が変更となったことから、滞留長、シフト長及びテーパー長の位置をご覧のとおり変更しております。

併せて11ページをご覧ください。

交差点詳細図の新旧対照でございます。

先ほど御説明いたしました木津東地区の土地区画整理事業による研究開発型産業施設の集積を見込み、交通量調査を実施の上、隅切り長、滞留長、シフト長、テーパー長、これらを算出しております。

続いて、12ページのほうをご覧ください。

木津東西線の標準断面図となります。

片側一車線で、車線の幅員がそれぞれ3メートルとなり、歩道がそれぞれ幅員3.5メートルで、路肩及びゼブラと合わせて計1.6メートルが代表幅員となります。

なお、この標準断面は既決定どおりでございまして、今回の変更はありません。

続いて、13ページをご覧ください。

この道路の変更に係る今後の都市計画変更手続について御説明させていただきます。

今回は、木津川市決定の路線と京都府決定の路線の同時変更告示を行うため、市と府の手続に分けて資料作成しております。

まず、木津川市の手続といたしまして、都市計画（原案）を作成し、その案について地元説明会を開催いたしました。そして、本日の木津川市都市計画審議会での審議を経た原案を都市計画（案）として、京都府決定の奈良加茂線について、その都市計画（案）を京都府に申し出ることといたします。その後は、市は木津東西線について、府は奈良加茂線について、それぞれ都市計画（案）の公告・縦覧・意見書の受付や都市計画審議会の議、及び法定協議といった手続を経て、同時変更告示を実施する予定でございます。

続いて、14ページをご覧ください。

木津東地区の土地区画整理事業に係る現時点の今後のスケジュールイメージについて御説明させていただきます。

都市計画の手続といたしましては、令和5年度に下水道の変更を終えており、令和7年度中頃に先述の都市計画道路の線形変更、土地利用計画に合わせた用途地域の変更等を予定しております。

土地区画整理事業の進捗といたしましては、各種検討・協議を実施の上で、令和7年度当初に組合を設立し、令和7年秋頃をめどに事業化、及び仮換地の指定、令和11年度末に使用収益の開始、令和12年度末に換地処分及び組合の解散というスケジュールを想定されております。

なお、このスケジュールは、最も円滑に事業が進捗した場合を想定して作成されているもので、今後の各種検討・協議の状況等に応じて、後ろ倒しになることもある旨についてお含みおきいただきたいと存じます。

続いて、15ページをご覧ください。

最後に、都市計画変更に係るスケジュールについて御説明させていただきます。

12月13日から27日まで、昨年ですね。本日議案を取り下げいたしました下水道の変更（案）に係る公告・縦覧を実施して、同じ期間で意見書を受け付けておりました。結果は、縦覧者及び意見書提出者ともにおられませんでしたが、再度案を精査

して、改めて公告・縦覧を実施する予定でございます。

12月18日には、当該下水道の変更（案）及び木津東地区の土地区画整理事業予定区域等について説明会を開催し、2名の参加がございました。

1月17日には、都市計画道路の変更（原案）について説明会を開催し、5名の参加がございました。

そして、本日の都市計画審議会の議を経て、都市計画道路の変更（案）を作成いたします。また、令和7年度以降をめどに、改めまして下水道の変更をはじめ、木津東地区に係っては、当該都市計画道路の変更や用途地域の変更等の都市計画変更に伴う説明会及び公告・縦覧等の手続を実施して、都市計画審議会の議決が得られましたら、変更告示の実施といった流れを想定しております。

以上をもちまして、都市計画についての御説明を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。

○宗田会長　最初に伺っておきますが、今回、都市計画道路の変更の審議なんですが、この図面10ページを見ますと、比較的詳細に書いてありますが、のり面が発生しますよね。で、交差点の付け替えですよね。だから、のり面の発生は、いわゆるのり面崩壊の防災上の協議をされているか、それから当然交差点ですので警察との事前協議はどうなっているか、ちょっと説明をいただけますか。

ここは、信号はつけない予定ですか。

○兼嶋主任　事務局でございます。結論、この木津東西線と奈良加茂線との交差点においては、信号をつける予定で計画をしております。ただいま警察署様とも協議を進めているところでございます。

ただ、現在、法線を決定するという段階ですので、その段階においては警察協議は不要ということを警察署さんのほうから確認させてもらってしまして、今後事業を実施するに当たりまして、詳細な設計とかを進めてまいりますので、併せて各種、京都府さんも含めて警察署さんともまた協議を進めていきたいというふうに考えております。

す。

○宗田会長　カーブがあり、のり面が発生しますので、見通しが気になりますよね。

で、都市計画審議会では、この都市計画道路を決めるときに、さっと通したことによって後で交通事故が多発するっていうのはすごく嫌なんです。長年同じまちの都計審に出ていると、そういうことが、お住まいの方、議会とかは当然のことですが、あのとき通した変更部分がこの事故かと思って、大津市でもすごく大きな、保育所の子どもを運んでるところで事故が起こったというT字路で、あれ私、都計審の会長だったんですけど、すごく懲りたんですけど、だからそういうことはないと思いますけども、慎重に協議してください。これ、本当に後ではぞを噛みますから。人命に関わることなんで。

○島川次長　はい、ただいま、会長がおっしゃっている御意見につきましては、区画整理事業に併せまして、道路を計画しておりまして、のり面が発生するか否かっていうのは、これから詳細な検討に入ってくる予定でございまして、今回、府道奈良加茂線に接続する部分につきましては、比較的府道部分が勾配は緩い部分でございまして、そこら辺は京都府さんとも協議した中で接続は可能だということで協議を進めているところでございまして、交差点信号も当然設置する交差点になりますので、ただいまの会長さんの御意見も含めまして、詳細な計画を進めていきたいということで事業者のほうと調整していきたいと思います。

以上です。

○宗田会長　くれぐれも、私、大津のときも交通事故のときももちろん検証をしましたし、あそこももちろん信号があったし、右折帯もあったしという状況で、スピードを出したことが主の原因とはいうものの、事故を起こした方も一般の市民の方でしたし、痛ましい犠牲があったということがありますし、当然道路の都市計画変更をする度に、もう大変皆さん、地域的な問題としてお考えいただかないと、これから高齢化も進むし何が起こるか分からないんで、基本的に大丈夫だとは思いますが、この

付け替えによって見通しが悪くなってはいかんのだと。通過交通として見るのか、歩行者として見るのか、いろんな見方があって、いろんなシミュレーションを尽くさないと、本当にこれは警察が交通管理されていますので、警察の御専門だとは思いますが、つくる担当にも当然責任がありますので、そういう重要な部分が木津川市の都市計画に、木津川市の市道としてできるんで、税金を使った道路を新しく造りました、交通事故が起きました、市民がお亡くなりになりましたでは、我々の責任になりますので、そこはぜひ慎重の上にも慎重でよろしく願います。

○島川次長　御意見ありがとうございます。府道奈良加茂線につきましても比較の見通し、出てくる分については両サイド見通しがよくなる形の法線になっていますので、信号整備をするということで、その点につきましては、公安委員会とも十分協議しながら安全対策も含めまして調整していきたいと思います。

以上でございます。

○宗田会長　何か、警察さんからご指導いただくことはございますか。

○西口委員（代理：加藤警務課長）　今のところは計画だけですので、やっぱり実際の具体的な案が出てきてからの協議になると思いますので、現時点では特段申し上げることはございません。

○宗田会長　いつも大変御足労をおかけしているんですが、こういうことがあるものですから、警察に見守っていただくという、御意見を聞くっていうことも非常に重要でして、お付き合いいただいておりますので、是非よろしく願います。

消防のほうは、特に何か土砂災害のことで、火災は関係ないと思いますが。

○岩井委員　現時点では、何もございません。

○宗田会長　消防署の移転では、いろいろ市民の方から御意見があったりとかしたんで、やはり、安全の拠点ということで、災害対応の拠点ということになっていますので、よろしく願います。消防署移転されますので。

すみません、じゃあ、他に御意見、どなたか。

○河崎委員　先ほどの質問とも関連するんですが、まだ、区画整理のほうの内容があまりオープンにはなっていないので分からない部分もあるんですが、車両を何度か少し大きめの車両が通るということが、大規模の企業を誘致するというような表現が書いてあったりするんで、区画整理準備組合の以前の資料、令和5年の7月の資料でしたかね。で、そういうことからすると、多分警察とも大分丁寧に調整していただかないといけなくって、右折帯、右折帯を取られると思うんですけど、その頭の引き込み方とか、車両がかなり長い大きな車両だと、うまくここをこの車体を奈良加茂線、時間帯によっては結構混むときもあるので、その辺がスムーズに何か車両がギコギコとここを出入りをするのに時間がかかるとか、そういう形態だと奈良加茂線の既存の交通のほうに影響が出たりするので、その辺も警察等の調整も多分かなり必要になると思うので、よろしくお願いします。

大きさとか、交通量調査のときは、想定のこの車両の大きさとか、そういうのは何か出てたんでしょうかね。まだ出てないのかもしれませんが、もし、交通量調査にそういうものが、目安みたいなのがあれば、聞かせておいていただきたいということ、以上です。

○兼嶋主任　ありがとうございます。車両の軌跡図なんかも事業者のほうで作成しておりまして、一番大きな車両が右折するときにしっかりと右折をすることが可能かどうかという検証は当然行っております。今いただいた御意見を再度反すうしながら、今後の公安協議等で詳細を決めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○宗田会長　新しく区画整理をして新しい施設というか業者、事業所入ってきますので、今後いろんなことが起こると思いますし、それから住民の方が長距離で移動される、府道を利用される方、近距離で移動される方、いろいろ出てきて、その都度、その都度交通問題が出てくるということもありますし、京都市内でも今、ホテルとかが増えてくると、ホテルに出入りする交通量が増えたと、一般の住民の方が出にくく

なるとかいろいろあって、地元の警察と京都市が一緒になってゼブラ帯を追加で書き換えたりとか、信号を付け替えたりとか、いろいろ細かなことをしながら、大変苦労しながら進めておられて、丁寧丁寧にやっていきますのでよろしくお願いします。

いいですか。どうでしょう。

○島川次長　先ほどの兼嶋のほうの御説明の中でちょっと補足させていただきますけども、今、木津東地区につきましては事業者のほうが検討はしてるんですけども、実際立地する施設っていうのは、まだ定かではございませんので、どんな企業体が来るのかっていうのはまだ分からないんですけども、学研建設計画の中で立地基準というものがございまして、その立地基準の中に物流倉庫、いわゆる単体物流というのは、学研地区の中では立地できませんので、そういう物を運ぶのが主になる施設っていうのはちょっと少ないかなというところを考えております。

ただ、ものづくりを京都府さんはおっしゃっておりますので、当然物を作ると何らかの運送は出てきますので、そこら辺は見込んでおく必要があるかなと思いますけども、一般的な物流倉庫みたいに常に大型車が通行するということは今のところは考えていないというような状況でございます。

以上でございます。

○宗田会長　よろしいですか。

○山本委員　今回の説明は、その木津東地区の土地区画整理事業を組合設立の許可の申請のために行っていると思うんですけども、組合許可の申請のために土地区画整理事業に関連して、4ページ・5ページに地域のことが書いてあるんですけども、気になっているのが、法令上指定のある地域がこの中に含まれていないのかってことで、砂防法に関する砂防指定地区や、あるいは地域森林計画対象の民有林などがないかお伺いいたします。まずそれが1点です。

○宗田会長　お答えできますか。

○兼嶋主任　そうですね、今、御確認いただいた砂防であつたりとか民有林に関し

ては、この木津東地区の区画整理事業予定地内にはないということを確認しております。

以上でございます。

○山本委員 あと2点確認したいことがあるんですが、今、市のホームページを見ますと、この木津東地区土地区画整理準備組合のほうから施行地区となるべき区域の公告が載っていますが、この公告について説明していただけますでしょうか。

○兼嶋主任 そうですね、これから区画整理をしていくに当たりまして、その区画整理予定地内で借地権を持っておられる方というものを確認するために公告させていただいております。借地権のある方は期限内に申し出ていただければ、借地権ありということで認識させてもらいますし、特に申出がなければ借地権をないものとして事業を進めていくと、そういった趣旨で公告しているものでございます。

以上でございます。

○宗田会長 どうぞ。

○山本委員 公告の期限が分かればお願いしたいです。

○宗田会長 期限はありますか。

○兼嶋主任 ちょっと確認をいたしますので少々お待ちください。

○宗田会長 ここって農地、住宅とかはないですよ。農地ですか。

○山本委員 農地が多いですが、住宅とかも。

○宗田会長 あるんですか。だから、今、分かってない借地人とかってどのくらいいるんですかね。

昔はそういう隠れ小作とか借地人がいたんだけど、最近あんまりそういう隠れ小作とかで出てくることはないんで。うちは戦前からこの農地を借りているんだみたいな人とか。

○兼嶋主任 すみません、お待たせいたしました。申告の期間は、1月15日から2月14日までになっております。

以上でございます。

○宗田会長 どうぞ。

○山本委員 ありがとうございます。田畑が43%で宅地が1%となっていますが、もしかしたら誰かいらっしゃるということで、今なら申告ができるということで分かりました。

最後の1点になります。予定のほうなんですけれども、質問というか確認なんですけれども、先ほどの説明で組合設立認可のほうが令和7年度当初、そして、道路変更、用途変更、高度地区の変更等々変更が令和7年度中頃というふうにおっしゃったと思うんですが、これらの変更は組合設立認可の要件ではないのかどうかということで確認したいです。

以上です。

○宗田会長 お願いします。

○兼嶋主任 結論、組合設立認可の要件にはなっておりませんが、これから事業が進むことが分かっていますので、併せて都市計画の変更についてもやっていくということでございます。

以上でございます。

○宗田会長 いいですか。都市計画を変更して、ここで審議して、それがオーケーになってから事業化ですよ。

どうぞ。

○兼嶋主任 すみません。先ほど民有林があるかないかというお話をいただいたんですけども、砂防予定地はないんですが、民有林のところはあるということでした。すみません、お詫びして訂正いたします。

○宗田会長 よろしいですかね。

どなたかほかに。

どうぞ、倉委員。

○倉委員 2問、質問します。

1つは、奈良加茂線ですね。この横幅が14.5メートル、滞留部分ですね。西から加茂へ向いて、東に向いて滞留部分が16.5メートルで、新しく道路変更が出ている部分が滞留部分が17メートル、右折車線が、ちょっと幅員が違うような感じもするんで、それは歩道はどうなっているかという、奈良加茂線の今後の計画もちょっと併せてお聞きしたい。

それともう1つは、これは直接は今回の我々の都市計画審議会の内容ではないんですけれども、この道路ができますと、多分、加茂から来られる斜めに走ってこられる方は、この道が抜け道になっていくことは間違いないと思うんです。ですから、この道へ、分散してたらええんですけれども、こちらへ流れ的にどんどんこの道路を走る車の台数が増えるということで、この辺、市としてのいわゆる考え方をお聞きしておきたい。もちろん、ここには梅美台小学校の通学路もあるのかな。それのお考えを確認しておきたいと思います。

○宗田会長 ありがとうございます。都市計画審議会らしい議論になってきました。

○兼嶋主任 1点目の幅員の関係の御質問なんですけれども、代表幅員は木津東西線は16メートルということになっていまして、先ほどの標準断面でお示したとおりになっております。交差点が近づいてきますと、右折レーンが増える関係で、その右折レーン分の幅員が増えて17メートルになるということでございます。

あと、抜け道になるのではないかということなんですけれども、奈良から加茂に抜けるときにこの木津東西線を恐らく使われるだろうなという想定を我々も持っておりまして、それを見込んで交通量調査を実施して、右折レーンの滞留長の長さであったりとかというのを決めているということになります。ただ、今回、アクセス道路が一本増えるということで、既存の今お使いの道が通れなくなるというわけではありませんで、混雑するとか、そういったことはないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○宗田会長　　そう、分散で働くので、恐らく集中はないだろうという捉え方でいいと思うんだけど、局部的にどこか1か所の信号が混むということはありますので、全体的には分散されても、交通って本当に嫌らしくて、大庭先生の方が詳しいだろうけど、先のほうに行って何が起こるかが分からないので、ある程度専門家に予測してもらわないと。

どうぞ。

○島川次長　　また、倉委員のほうから通学路の関係もおっしゃっていると思うんですけども、この部分の付近にお子さんが通る通学路の指定はございませんので、この道路を使ってどうこうというのは、今のところはちょっと考えられないということで今、考えております。

以上でございます。

○倉委員　　まず、質問内容なんですけど、私がお聞きしたのは、ページ数でいいますと11ページですね。奈良加茂線の幅員が16.5メートル、滞留部分ですよ。それから、新しくできる道は17メートル、50センチの誤差があるんで、多分、右折ラインの幅員の関係でこれ17メートル、16.5メートルになっているんですけど、じゃあ、奈良加茂線は歩道がどういう形態なんですかという質問なんです。

○島川次長　　すみません、奈良加茂線につきましては、京都府さんと協議した中でこういう幅員を決められております。

素案といたしましては、うちの東西線を奈良加茂線に接続していくのに、どれだけの幅員が必要かというのも検討した上でこういう提案をさせていただいています。

あと、これによって京都府さんのほうで幅員を計画されるということで考えております。

以上です。

○倉委員　　我々も一市民として道路を走る、こういった部分で、よく左折して曲がるときに右折の車両が邪魔になることがあるんです。なぜかといいますと、比較的幅

員を、滞留部分の幅員をきちっと取っているという感じなんですけど、もちろん規定があってそうになっているんでしょうけども、ちょっと頭出して止まっている車があると左折しにくい。ですから、右折ラインを比較的余裕を持って取ってもらいたいというのが道路を利用する者の思いでありますので、特に奈良加茂線からいいますと、今これって50センチの誤差が出ているんで、両サイドに曲がるとするなら、50センチ幅員が狭くなってきますね。ですから、その歩道の関係で十分右折ラインを取るだけの幅員があるんですかという質問です。

それから、併せてもう一個は、先ほど通学路の話をしましたけども、特に梅美台小学校のいわゆる登校の道を使われるということで、この辺は右側のいろんな歩道のもうちょっときちっとした安全性を確保してとか出てるんで、その辺に合わせて、ぜひとも今後の道路の利用状況を調査しながら考えていただいたらなと思ひまして質問させていただきました。

○宗田会長 どうぞ。

○島川次長 先ほども御説明させていただいたと思うんですけども、その右折ライン云々の話なんですけど、想定される車両の軌跡も含めて検討しておりますし、交通量調査のほうもさせていただいた上でこういったテーパー長でありますとか、滞留長を決めさせていただいていますので、そこら辺は十分調査、研究しながら検討していきたいと思います。

以上でございます。

○宗田会長 今日、山城南土木事務所長が御欠席ですので、京都府のほうには、別ルートを通じてでも確認いただければいいと思うんですけど。

右折帯の話は、まさに大津の事故のときに原因になったんで、大いに慎重に行きたいところなんです。

ほかによろしいですか。

○大庭委員 先ほどの質問に関連するんですけども、資料の10ページ、11ペ

ージで、奈良加茂線については、どうやらグーグルマップを見ますと、北側の片側の歩道のようなので、この整備に当たってその歩道の接続性などは非常に注意される必要があるのではないかなと思いますので、ぜひ、御検討いただければと。これはコメントの1つですね。

もう1つ、資料の9ページになるんですけれども、9ページの新旧対照図の削除に係る区域の青と、それから追加に係る区域が交差しているんですけれども、この交差部となると、どういう状況かということをお教えいただけるとありがたいんですけれども。

○兼嶋主任　そうですね、すみません。ちょっと分かりにくくて恐縮なんですけれども、ちょうどそのオレンジの線の下側を本来であれば既決定の法線が走っているということになります。上から被せて、オレンジ色の変更したい法線を描かせていただいておりますので、ちょっと若干隠れるような感じになっているということでございます。

以上でございます。

○大庭委員　単に図面上の問題ですね。

○島川次長　そうです。すみません。元の青が黄色に変わっているだけです。

○大庭委員　という意味合いですね。分かりました。ありがとうございます。

○宗田会長　まだ道路はないんでしょう。

○島川次長　ないです。

○宗田会長　道路はないんですね。あくまでも図面だけの話で。

○島川次長　そうですね。すみません、ただいまのご回答をもう一度整理しますけれども、もともと都市計画決定の木津東西線というのが青色の法線で計画されて決定されています。その青色法線で行くと、奈良加茂線に当たるところが、支障物件等の関係がございまして、若干東に交差点を寄せた、これによって黄色の法線で若干アールを描いていって、もともとの既決定の白の部分につながるというような形の都市計

画変更を計画しているという、こういう図面でございます。

それと、あと先ほどの奈良加茂線の北側片側歩道という計画でございますが、こちらの歩道計画につきましては、京都府さんのほうで計画されているところでございまして、現在、北側のほうを加茂のほうに向けて延伸されていくというようなことで聞いております。

以上でございます。

○宗田会長　よろしいですか。

都市計画道路というのは、御存知と思いますが、決定しているけど、塩漬けといって全然着工されないまま放って置かれているものがまだ結構残ってまして、20年ぐらい前からこつこつどのまちでもそういう塩漬け、実現できない道路を見直して廃止するようにしているんですけど、木津川市は大分終わりましたよね、塩漬けの都市計画道路。そうやって着々と進んでいるということだとは思いますが。

○島川次長　若干残っている部分はあるんですけども、その部分につきましては、もともと合併前にそれぞれの町のほうで決定されていた都市計画道路も当然まだ残っておりますので、一旦そこにつきましては、木津川市になりましたので、その旧町で決定された都市計画道路については、今、都市計画道路の法線として残しております。ただ、整備していく、していかないの判断につきましては、今後の社会情勢も含めまして決定していくものでございますので、まだできていない都市計画道路もあるというところで認識していただければと思います。

○宗田会長　この旧木津町の旧木津市街地なんか、まさにそういうところで、都市計画道路がかかっていると建築制限を受けますので、要するに御迷惑を長くおかけしていた場合もあるということです。

もしよろしければ公募委員の皆さん、何か。

いいですか。

それでは、どうでしょう。ほかに御質問、御意見がございませんようでしたら、こ

の（２）協議事項について、御説明いただいた原案で、京都府への案の申出等の手続を行うことがよろしいかどうかをお伺いします。

よろしいですね。

では、異議なしという形で賛成全員と認めさせていただきます。

よって、原案どおり京都府へ案の申出の手続を行っていただくようお願いします。

それでは、今日の議事はこれでおしまいなのですが、その他について、都市計画課から御説明をお願いします。

○兼嶋主任　都市計画課でございます。今後の予定でございますが、改めまして、洛南処理区の下水道の変更についてお諮りさせていただきたく存じております。

また、木津東地区に関しまして、本日御説明いたしました都市計画道路木津東西線及び奈良加茂線の線形変更をはじめ、用途地域、高度地区、特別用途地区、地区計画といった都市計画の変更を予定しております。

委員の皆様方には御多忙のところ大変お手数をおかけいたしますが、詳細が分かり次第、御連絡をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○宗田会長　ありがとうございました。

○河崎委員　よろしいですか。すみません。今後の都市計画審議会、もう今度、次は今年の半ばぐらいに一気に都市計画、用途地域だとかその辺の変更がかかるということで理解をしています。で、その前に地元にも説明がされると思うんですが、周辺地域ですね。これ企業用地が大幅になると、今は、一種の低層でしたか、暫定用途ということで用途の計画がされていますし、梅美台の方々もその不動産へ入居されるときは、住宅地として認識をされて入居されているんで、事前の説明のときにどういうことになっていくのかとか、ちょっとこの辺今日の話にも少し関連するんですけれど、大型の車両が、要は分散すると考えておられるか、どっちかの方向に誘導しようとしているのかとか、その辺もきちっと説明をしていただいていたほうが、後から

いろんな異論が出てこないようになると思うので、その辺よろしく願いいたします。

○兼嶋主任　都市計画変更に係る説明会については、都市計画法に定める説明会に加えて、任意で周辺の自治会のほうにも説明はしたいと思っております。

以上でございます。

○宗田会長　もう長年URさんがよく御存知の、昔から造ってきていただいている学研都市でございますので、住民の方も大分年を経てというか、いろんな御意見もあって、隣の精華町でももう住民の古いほうは相当な御年齢になっています。いろいろ御意見が出てくると思いますので、丁寧な説明をしていただくということをお願いしたいと思います。いろいろ御心配などもあると思いますので、基本的に大きな懸念事項は今のところないと認識していますが、常に住民の皆さんには丁寧に答えていくことが必要です。私のほうからもよろしく願いしたいと思います。

よろしいですか。それでは、いろいろ御協力いただきましてありがとうございます。では、議事をこれで終了しまして、進行を都市計画課にお返しします。ありがとうございました。

○井上主事　ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、久保田建設部長が御挨拶申し上げます。

○久保田部長　建設部長の久保田でございます。

宗田会長をはじめまして、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、慎重な御協議を賜りまして誠にありがとうございました。

本日、御協議賜りました貴重な御意見をしっかりと受け止めまして、今後の都市計画に係る事務を進めさせていただきます。

今後も委員の皆様のお支援、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますけれども、皆様方の御健勝とますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○井上主事　それでは、以上をもちまして、本日の木津川市都市計画審議会を閉会いたします。長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名人はここに署名する。

令和 7 年 3 月 5 日

会 長 宗田 好史

令和 7 年 3 月 12 日

署名委員 岩井 洋二